

株主各位

第9回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

●事業報告

従 業 員 の 状 況
会 計 監 査 人 の 状 況
会 社 の 体 制 お よ び 方 針

●連結計算書類

連 結 計 算 書 類 の 連 結 注 記 表
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本
連 結 計 算 書 類 に 係 る 監 査 等 委 員 会 の 監 査 報 告 書 謄 本

●計算書類

計 算 書 類 の 個 別 注 記 表

当社は、第9回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、上記の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.miyakoshi-holdings.com>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

宮越ホールディングス株式会社

従業員の状態

従業員数	前連結会計年度末比増減
39名	1名増

会計監査人の状態

(1) 会計監査人の名称

興亜監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

18百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

18百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から提出された監査計画の妥当性及び適正性を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 重要な子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当監査等委員会は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合及びその他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

会社の体制および方針

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において、次のとおり決議しております。

- ① 当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ 法令及び定款、社内規程の遵守のみならず、企業の社会的責任を全うすることを目的として「宮越ホールディングス行動規範」を策定し、実践する。
 - ・ 取締役会は、定期的に取締役から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について取締役に取締役会で適宜報告させる。
 - ・ 取締役は、職務分掌規程、職務権限規程、コンプライアンス規程等の社内規程の一層の整備を図り、取締役及び使用人は、法令及び定款とともにそれらを遵守し業務を執行する。
 - ・ 監査室は、社内業務が法令、定款、社内規程を遵守して行なわれていることを確認するため内部監査を実施する。
 - ・ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で対処し、これらの活動を助長するような行為は行わない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・ 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報（以下「職務執行情報」という。）は取締役会において定める文書管理規程に基づき、適切に保存及び管理する。
 - ・ 内部統制室は、職務執行情報を取締役が適宜閲覧できるシステムを構築する。

- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 内部統制室をリスク管理部門とし、関連部門と連携して当社グループのリスク管理に関する施策を立案、推進する。
 - ・ 内部統制室は、当社グループ全体のリスクを総括的に管理するとともに、その管理状況やリスク情報を取締役会、コンプライアンスリスク管理委員会及び監査等委員会に適宜報告する。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
- ・ 当社の各部門の機能、業務執行の範囲について職務分掌規程に定めるとともに、各業務の承認、決裁体制を職務権限規程に定めることで、業務執行を担当する取締役の権限の範囲及び権限の委譲を明確にし、業務執行の効率性を確保する。
 - ・ 子会社においても、その規模等に応じて、当社の規程等に準じた職務分掌規程等の整備を行わせるものとする。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社グループ共通の行動規範を必要に応じて策定ないし見直すことにより、かかる行動規範の当社グループ全体への周知徹底を図ることで当社グループにおける業務の適正の確保に努める。
 - ・ 内部統制室は、関連部署と連携して当社グループの業務の円滑化を図るとともに、当社グループ管理体制の整備を行なう。監査室は、定期的に当社グループ会社の監査（業務監査、内部統制監査等）を行なうこととし、業務の適正化を推進する。
 - ・ 当社グループ全体として「内部通報制度」を設け、当該制度の存在を周知徹底し、有効活用に努めることでコンプライアンスの徹底を図る。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 当社は監査等委員会の求めに応じて、その職務執行に必要な場合は、監査室所属の使用人に補助を行なわせるとともに、必要に応じて監査室を中心として関係各部門がサポートする。
 - ・ 監査等委員会の職務を補助するにあたり、監査室所属の使用人は、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
 - ・ 当社は、当該補助にあたる使用人の人事異動、評価等については、監査等委員会の意見を踏まえたうえで行なうものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役、使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制、及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ コンプライアンスリスク管理委員会、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査室は、定期的に監査等委員会に活動状況を報告するとともに、法令、定款に違反しまたは違反するおそれがあると認識した場合は速やかに監査等委員会に報告する。
 - ・ 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行うものとする。
 - ・ 当社グループの内部統制の部署は内部統制室とし、内部統制担当及び内部監査室の内部監査担当が、グループ各社への指導、支援を実施する。また、内部統制担当及び内部監査担当は、グループ各社の内部統制の状況をまとめ、定期的に当社取締役会及び監査等委員会に報告する。
 - ・ 当社の監査等委員は、必要に応じて当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人ならびに子会社の監査役に対して報告を求めることができる。
 - ・ 当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- ・ 当社は、監査等委員会の監査に必要とする情報を適時、適切に収集できる体制を確保するため、監査等委員の閲覧する資料の整備に努める。
 - ・ 監査等委員会の監査に対する役職員の理解を深め、監査等委員会の監査の環境整備に努める。
 - ・ 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、当社の対処すべき課題、監査等委員会の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、業務の適正を確保するための取り組み方針として、会社の事業内容、社会、経済環境の変化に即応し、継続的に内部統制システムの整備を図り、実効性のある内部統制の運用に努めております。当事業年度の主な運用状況は以下のとおりです。

- ・ 主な会議の開催状況として、取締役会は12回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適法性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役がすべてに出席しました。また、監査等委員会は5回、コンプライアンスリスク管理委員会は2回開催いたしました。
- ・ 監査等委員会は、監査計画に基づき会計監査人及び内部監査室、内部統制室から随時、監査状況等の報告を受け、報告に基づき取締役会において意見を述べるなど、経営の健全性・透明性の向上を図る体制が構築されております。
- ・ 当社は、コンプライアンス、内部通報に関する通報窓口としてコンプライアンスリスク管理委員会を設置し、事業活動におけるリスクの低減を図るため、同管理委員会を2回開催し、都度、課題を提起・報告を行うなど実効性のある委員会を目指しております。

当社では、今後とも内部統制の運用に関し、基本方針の継続性を維持し、システムの見直しを行い、内部統制システムの適切な運用を通して業務の適正を確保してまいります。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置づけており、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な利益還元を継続的にを行うことを基本方針としております。

なお、期末配当につきましては、誠に不本意ではございますが、見送らせていただきたいと思います。株主の皆様には、何卒事情ご理解の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 7社
クラウン株式会社
深圳皇冠(中国)電子有限公司
隆邦医葯貿易有限公司
深圳皇冠金属成型有限公司
CROWN PRECISION (HK) CO., LTD.
皇冠投資管理有限公司
科浪(深圳)商務有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の数
該当事項はありません。
- (2) 持分法を適用しない関連会社の数及び名称
該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

クラウン株式会社を除く連結子会社6社は、いずれも12月31日を決算日としております。連結計算書類の作成に当たっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
有価証券……その他有価証券で時価のないものについては移動平均法による原価法
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
有形固定資産……定率法(在外連結子会社は定額法)
無形固定資産……土地使用権については使用年数に基づく定額法
長期前払費用……均等償却
- (3) 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金……期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を個別に検討した必要額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付に係る負債又は退職給付費用の処理方法
連結計算書類作成会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
- (6) 消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。
- (7) のれんの償却及び償却期間
のれんについては、20年間の均等償却を行っております。

(連結貸借対照表に関する注記)

減価償却累計額
有形固定資産 2,164百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当連結会計年度末日の発行済株式の種類及び総数
普通株式 40,014,943株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、不動産開発事業に関しては、投資計画に照らして必要な資金を増資や借入等により調達する方針であり、短期的な運転資金は主に自己資金又は関係会社からまかなっております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しており、デリバティブ取引及び投機的な取引については行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業未収入金は、不動産賃貸に係る未収家賃であり、顧客の信用リスクに晒されております。

短期貸付金は、短期の資金運用として関連当事者に対し行ったものであり、同社の信用リスクに晒されております。

長期貸付金は、保有債権を売却したことにより生じたものであり、融資先の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に関するリスク)の管理

営業債権については、契約時に信用調査を行い、預かり保証金を収受するとともに、管理部門が取引先の状況を定期的に把握し、取引先ごとに期日及び残高を管理するなど継続的にモニタリングする体制をとっており、それらを随時把握することによりリスクの軽減を図っております。

貸付金については、融資先の財政状態・経営成績を把握し、将来の傾向を分析するとともに、適時に返済が行われているかを随時把握することによりリスクの軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、資金調達に係る流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	7,453	7,453	—
(2) 営業未収入金	27	27	—
(3) 短期貸付金	7,600	7,600	—
(4) 長期貸付金(1年内回収予定含む)	5,954	5,952	1
資産計	21,034	21,033	1

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金は、満期までの期間が短いものを除き、期間に基づく区分ごとに新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割引いた現在価値を算定しておりますが、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 営業未収入金、(3) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期貸付金(1年内回収予定含む)

長期貸付金は、債権の区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場新株予約権	10

非上場新株予約権については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、表中には含めておりません。

(注3) 金融債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	7,453	—	—	—
営業未収入金	27	—	—	—
短期貸付金	7,600	—	—	—
長期貸付金(1年内回収予定含む)	60	5,894	—	—
合計	15,140	5,894	—	—

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、中国深圳市において、賃貸用の事務所、工場及び宿舍(土地使用权を含む。)を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
937	47,442

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、中国深圳市政府認定の不動産鑑定会社による鑑定評価額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 534円73銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 14円72銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄 本

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

宮越ホールディングス株式会社
取締役会 御中

興亜監査法人

東京都千代田区神田錦町三丁目17番地

指 定 社 員 公認会計士 武 田 茂 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 伊 藤 恭 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、宮越ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、宮越ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査等委員会の監査報告書 謄 本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第9期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月5日

宮越ホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 田村幸治 ㊟

監査等委員 宮越盛也 ㊟

監査等委員 段鳳林 ㊟

(注) 監査等委員田村幸治、宮越盛也及び段鳳林は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式……移動平均法による原価法

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金……期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を個別に検討した必要額を計上しております。

賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

3. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

関係会社に対する短期金銭債権 247百万円

関係会社に対する長期金銭債権 6,500百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引高（収入分） 340百万円

営業取引以外の取引高（収入分） 101百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 537株

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 会社等

属性	名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	クラウン(株)	所有 直接100.0%	兼任 2人	配当金の受取	295	その他 (流動資産)	34
				利息の受取 (注1)	65	長期貸付金	6,500
						その他 (流動資産)	48
子会社	深圳皇冠(中国) 電子有限公司	所有 間接90.0%	兼任 1人	経営指導業務の 受託(注2)	39	その他 (流動資産)	127
その他の 関係会社	(株)クラウン ユナイテッド (注3)	被所有 直接38.7%	兼任 2人	貸付金債権の 譲渡(注4)	125	—	—
				代位弁済(注5)	55	—	—
				経費等負担金の 受取(注6)	33	その他 (流動資産)	8

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 貸付金の金利につきましては市場金利等を勘案し決定しております。

(注2) 経営指導業務の受託の対価につきましては双方協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) 当社代表取締役 宮越 邦正とその近親者が議決権の100%を所有する会社の100%子会社であるため、「役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)」にも該当します。

(注4) 当社が保有する貸付金債権を帳簿価額と同額で譲渡したものです。

(注5) 当社が保有する貸付金債権について代位弁済を受けたものです。

(注6) 企業誘致活動に関する人的支援を行っており、人件費及び諸経費等の実際発生額を精算したものです。

2. 役員等

属性	名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	フォーシーズン(株) (注1)	—	—	本社事務所の 賃借等(注2)	24	その他 (投資その他 の資産)	13

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 当社代表取締役 宮越 邦正の近親者が議決権の100%を所有しております。

(注2) 本社事務所の賃借等の対価につきましては一般的取引と同様に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 488円58銭
2. 1株当たり当期純利益 7円98銭